

（仮称）米山小学校の校章の選定方法について

1 選定方法

次のいずれかの方法で案を制作し、開校準備委員会で決定することを想定。

◆ 案制作パターン

A 公募により案を募集し、その中から選定する方法

→ 公募範囲を町域内、市内又は制限なしのいずれかに設定

B 識者（制作者）を選考し、依頼する方法

→ 依頼可能な方の情報収集が必要（在住者、縁者又は制限なしの設定必要）

C 独自で組織を設置し、制作する方法

→ どのような組織とするかの検討が必要

※ いずれの方法であっても、複数の案を制作し、その中から選考することを想定。

※ デザイン案の補作を行う必要があり、事務局で方法を検討する。

2 スケジュール案

時期	内容		
	A 公募	B 識者依頼	C 独自制作
R6. 7	・選定方法決定		
	・募集範囲、募集方法の検討	・制作者選考	・部会設置、実施体制検討
R6. 8	・募集要領決定	・制作者決定	・制作方法決定
R6. 9	・募集開始	・依頼・制作開始	・制作開始
R6. 10	・募集締切 ・開校準備委員会で結果確認 →各団体で意見集約	・案受領 ・開校準備委員会で案提示 →各団体で意見集約	・案受領 ・開校準備委員会で案提示 →各団体で意見集約
R6. 11	・各団体から意見報告 ・デザイン案選考		
R6. 12	・デザイン案補作		
R7. 1	・校章決定		

(仮称) 米山小学校の校章デザインの募集要領 検討資料

中津山小学校、米岡小学校及び米山東小学校の統合校として開校を予定している「(仮称) 米山小学校」の校章を選定するため、そのデザイン案を募集するもの。

公募範囲 パターン	パターン 1	パターン 2	パターン 3	パターン 4
	地域内募集	パターン 1＋米山地域内の学校・園に勤務する教職員	パターン 2＋米山地域にゆかりのある方	市内募集又は広く募集
応募資格	① 登米市米山地域在住者 ② 登米市米山地域の小中学校、幼稚園、保育園に通学・通園している児童生徒とその保護者	パターン 1 ＋ ③ 登米市米山地域の小中学校、幼稚園、保育園に勤務している教職員	パターン 2 ＋ ④ 登米市米山地域にゆかりのある方（以前居住していた方、事業所に勤務している方など）	「登米市内在住者」 又は 「応募資格設定なし」
募集期間	1 か月程度 (区長配布日基準)			1 か月半程度 (広報とめ発行日基準)
応募用紙 配布方法	(1) 米山地域の小中学校、幼稚園、保育園に通学・通園している児童生徒とその保護者及び勤務している教職員 → 各学校（園）を通じて配布			
	(2) 一般 → 行政区長配布で米山地域学校再編日よりとあわせて応募用紙を配布 市公式ホームページで応募用紙を公開、回収箱設置場所に応募用紙設置			
周知方法	米山地域においては、学校再編日よりと応募用紙を配布し、それ以外の地域には市公式ホームページで周知する。			パターン 1～3に加え、広報とめで周知する。
校章デザイン作成上の注意事項	① デザインは、応募者自らが創作した未発表のものに限ることとし、作品中に第三者が著作権等の権利を有する著作物等を利用しているものでないこと。 ② 校章デザインには、米山地域に由来するもの、イメージできるものを取り入れること。 ③ 校章デザインは、カラー・単色のいずれも可とするが、カラーで作成する場合は、モノクロあるいは単色で使用する場合にイメージが損なわれないよう考慮すること。 ④ カラーの場合は、6 色以内とすること。 ⑤ グラデーション（ぼかし）・にじみなどの表現や写真は使用しないこと。 ⑥ 拡大（1 メートル四方程度）・縮小（1．5 センチメートル四方程度）してもイメージが損なわれないよう考慮すること。 ⑦ コンピュータソフトで作成し、電子データで提出する場合には、ファイル形式を J P E G 又は P D F とし、ファイルサイズは 5 MB 以下とすること。 ⑧ A I により作成したデザインの応募は禁止とする。			

応募方法	応募用紙に、校章デザイン、デザインの説明（デザインの意図や込めた思い、何のかたちをもとにしたかなど）、氏名、児童生徒は学校・学年、一般は住所と電話番号（採用された場合や補作する場合に連絡をとる必要があるため。）を記入し、下記のとおり提出することとする。 また、コンピュータソフトで作成したデザインを別紙として提出することを可能とするが、その場合には、電子メールでの提出とし、デザイン図の余白に住所氏名を記入し（電子データで提出する場合はファイル名を「校章（応募者の氏名）」とし）、デザイン図以外の必要事項を記入した応募用紙と合わせて提出することとする。 なお、応募は、1人1点までとする。
	(1) 米山地域の小中学校、幼稚園、保育園に通学・通園している児童生徒とその保護者及び教職員 → 担任に提出し、各学校・園で取りまとめる。 ※ 電子データの場合は、個人での電子メールによる提出とする。 (2) 一般 米山総合支所、米山公民館、吉田公民館、中津山公民館に設置した回収箱に投函するか、教育委員会教育部学校再編推進室に郵送又は電子メールで提出すること。FAXは不可とする。 なお、電子メールの場合、タイトルは「(仮称) 米山小学校校章応募」とし、応募用紙にデザインを描いていたものを提出する場合はカラーのPDFファイル、コンピュータソフトで作成したものを別ファイルで提出する場合には、応募用紙をPDF、デザインはJPEGファイルで提出すること。 (回収箱設置場所：米山総合支所、米山公民館、吉田公民館、中津山公民館)
応募上の 注意事項	① 校章として採用された作品の著作権は、登米市教育委員会に帰属することとする。（無償譲渡していただく。） ② 応募に係る個人の経費は、応募者の負担とする。 ③ 応募作品は、色彩の変更を含めた補作・修正を行う場合があることをあらかじめ了承してもらう。 ④ 応募作品の著作権等については、第三者から異議申し立て、苦情などがあつた場合の費用負担などを含め、応募者が対処するものとする。 ⑤ 採用後でも、作品の類似、盗作または募集要領への違反が認められた場合は、採用を取り消すこともあり、違反作品による損害についても応募者が対処するものとする。 ⑥ 応募作品の返却は行わない。 ⑦ 応募者の個人情報、目的外使用を禁じ、登米市教育委員会において厳重に保管する。また、デザインの採用者の紹介を行う場合については、当該応募者（未成年者にあつてはその保護者）に氏名等公表の可否を確認する。
校章デザインの決定方法	応募された校章デザインをもとに、米山地域開校準備委員会において選定し、校章を決定する。 選定にあたっては、米山地域開校準備委員会の各委員所属団体の意見を踏まえる。 なお、選定にあたっては、複数の案を組み合わせたデザインとすることも可能とし、その場合には応募者の了解を得るものとする。 選定結果は、学校再編だより及び市公式ホームページで公表し、選定された作品の応募者にのみ通知する。なお、氏名等の公表にあたっては、応募者（未成年者の場合はその保護者）の承諾を得ることとする。